

令和8年度(2026年度) 特別区民税・都民税申告書
練馬区長宛て

令和 年 月 日提出
※下記の太線内には必ずご記入ください。

フリガナ								生年月日
氏名								明・大・昭・平・令 ・・
8年1月1日 の住所	練馬区							
現在の 住 所								
電 話								
個人番号 (マイナンバー)								宛名番号

※「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記入してください。



① 所得金額

※収入(所得)がなかった方は裏面1を記入してください。※源泉徴収票は申告書に、ホチキス留めしてください。(のり付け不可)

前年中(1月1日から12月31日まで)
の状況について

	Ⓐ 収入金額	Ⓑ 必要経費	所得金額(Ⓐ-Ⓑ)	
給与 (源泉徴収票添付)	※源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計)を右のⒶに記入してください。 ※源泉徴収票がない場合は裏面2の給与明細を記入し、合計を右のⒶに記入してください。		給与収入 Ⓐ	円
公的年金等 (源泉徴収票添付)	※遺族・障害年金等は記入せず、裏面1のⒶに記入してください。 ※公的年金等の源泉徴収票の支払金額(複数ある場合は合計)を右のⒶに記入してください。		公的年金等収入 Ⓑ	円
雑所得(業務)			①	円
雑所得(その他)			②	円
営業等		青色申告特別控除 円	③	円
不動産		青色申告特別控除 円	④	円
配当(総合) ※裏面5も記入してください。			⑤	円
総合譲渡(短期・長期)・一時 ※該当に○を付けてください。		特別控除 円	⑥ (長期+一時)×1/2+短期	円*
農業		青色申告特別控除 円	Ⓐ	円
利子 ※裏面5も記入してください。			⑦	円*
※分離譲渡所得等を申告する方は裏面10に記入してください。		練馬区記入欄⇒	Ⓑ	円

② 所得から差し引く金額(その1)

※dには、10万円か所得の合計額×5%のいずれか少ない方を記入してください。
セルフメディケーション税制を選択した場合は12,000円を記入し、区分に○をつけてください。

医療費控除 (明細書添付)	a.支払った医療費等 円	b.補てんされる金額 円	c.差引金額(a-b) 円	d.* 円	※区分 Ⓐ	控除金額(c-d) 円
社会保険料控除	e.国保・後期高齢者医療・介護保険料支払額 円	f.国民年金等支払額(証明書原本添付) 円	g.源泉徴収票の社会保険料控除額 円	控除金額(e+f+g) 円	Ⓑ	円
小規模企業共済等掛金控除 (証明書原本添付)	『小規模企業共済契約掛金』『確定拠出年金加入者掛金(個人型・企業型)』『心身障害者扶養共済掛金』の合計額 円					Ⓐ
生命保険料控除 (証明書原本添付)	新一般生命保険支払額 円	新個人年金保険支払額 円	介護医療保険支払額 円		Ⓑ	円
	旧一般生命保険支払額 円	旧個人年金保険支払額 円	源泉徴収票の生命保険料控除額 円		Ⓑ	円
地震保険料控除 (証明書原本添付)	地震保険支払額 円	旧長期損害保険支払額 円	源泉徴収票の地震保険料控除額 円		Ⓑ	円
雜損控除 (証明書原本添付)	損害の原因 損傷年月日	h.損害金額 円	i.補てんされる金額 円	差引損失額(h-i) 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円	控除金額 Ⓐ

窓口受付	入 力	確 認

給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の住民税の納付方法
※選択する場合は○で囲んでください。

給与から差引き
(特別徴収)

自分で納付
(普通徴収)

③ 所得から差し引く金額(その2)

本人控除

☆障害者控除を申告する場合は、障害者手帳の写し(手帳がない方は、「障害者控除対象者認定書」や「成年後見登記事項証明書」)を添付してください。

障害者控除(証明書等添付)★	寡婦	ひとり親	勤労学生(証明書添付)
(身体)(精神)級／(障害者認定) (愛(療育))度／(成年被後見)	(死別)・(離別)・(生死不明) 事由発生 昭・平・令 年月	○	学校名

配偶者控除(同一生計配偶者含む)

※配偶者の合計所得が58万円以下の場合、記入してください。
★別居の場合、必ず裏面12をご記入ください。国外居住者の場合、送金関係書類等の添付が必要です。

(控除) 対象者 氏名・個人番号	続柄	生年月日	障害の程度(証明書等添付)★	区分
氏名	配偶者	1明・2大・3昭・4平 ・・	(身体)(精神)級／(障害者認定) (愛(療育))度／(成年被後見)	同居
個人番号				別居★

配偶者特別控除

※申告者の前年中の合計所得が1,000万円以下で、配偶者の合計所得が58万円超133万円以下の場合、記入してください。合計所得の算出方法は手引き(所得の速算表)を参照してください。

配偶者年金収入 円	配偶者給与収入 円	配偶者の合計所得 円	④ 配偶者特別控除額 円
--------------	--------------	---------------	-----------------

扶養控除・

特定親族特別控除

★別居の親族がいる方は、必ず裏面12をご記入ください。国外居住者の場合、送金関係書類等の添付が必要です。

☆障害者控除を申告する場合は添付資料が必要です。本人控除欄の障害者控除に関する注意書きをご確認ください。

控除対象者 氏名・個人番号	続柄	生年月日	障害の程度(証明書等添付)★	区分	特定親族特別控除	
					該当	控除額
氏名		1明・2大・3昭・4平 ・・	(身体)(精神)級 (愛(療育))度 (障害者認定)(成年被後見)	同居 別居★	○	円
個人番号						
氏名		1明・2大・3昭・4平 ・・	(身体)(精神)級 (愛(療育))度 (障害者認定)(成年被後見)	同居 別居★	○	円
個人番号						
氏名		1明・2大・3昭・4平 ・・	(身体)(精神)級 (愛(療育))度 (障害者認定)(成年被後見)	同居 別居★	○	円
個人番号						

※16歳未満の扶養親族(平成22年1月2日以降生)は以下に記入してください。(控除対象外)

16歳未満 氏名・個人番号	続柄	生年月日	障害の程度(証明書等添付)★	区分
氏名		平成・令和 ・・	(身体)(精神)級 (愛(療育))度 (障害者認定)(成年被後見)	同居 別居★
個人番号				
氏名		平成・令和 ・・	(身体)(精神)級 (愛(療育))度 (障害者認定)(成年被後見)	同居 別居★
個人番号				
氏名		平成・令和 ・・	(身体)(精神)級 (愛(療育))度 (障害者認定)(成年被後見)	同居 別居★
個人番号				

※円単位で記載してください。

★19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の生計を一にする親族(特定親族)の場合、特定親族特別控除が受けられます。

合計所得金額	控除額
58万超～95万以下	45万円
95万超～100万以下	41万円
100万超～105万以下	31万円
105万超～110万以下	21万円
110万超～115万以下	11万円
115万超～120万以下	6万円
120万超～123万以下	3万円

④ 税額控除

住宅ローン控除に関する事項

(年末調整済の源泉徴収票添付)

所得税の住宅ローン控除を受ける住宅等の区分	居住開始年月日	所得税の住宅借入金等特別控除可能額	所得税の住宅借入金等特別控除額	特定取得	特別特定取得	特例取得	特別特例取得	特別特例特別取得
新築または購入	平成令和 年月日	円	円	○	○	○	○	○
増改築等	平成令和 年月日	円	円	△	△	△	△	△

寄附金に関する事項

(証明書原本添付)*

都道府県、区市町村分(ふるさと納稅) ※特例控除対象	Ⓐ	円
東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部分	Ⓑ	円
都道府県、区市町村分※特例控除対象以外	Ⓑ	円
条例指定分	東京都	Ⓑ
	練馬区	Ⓑ

収入(所得)がなかった方、別居の扶養親族等がいる方、所得金額調整控除に該当する方等は裏面をご記入ください。

障害特別	
障害その他	
寡婦	
ひとり親	
勤労学生	
控配有	
老配	
特定	
扶養控除	
障害扶養	
その他	
年少扶養	
別保管	
K・生・地・国・後・介・年・医・障・國外・國税不	

K・生・地・国・後・介・年・医・障・國外・國税不

裏面へ

1 令和7年中に収入(所得)がなかった方の記入欄(申出書)

非課税証明書の交付を受ける場合には、特別区民税・都民税の申告が必要です。

また、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等は、特別区民税・都民税の申告内容に基づき算定されますので、前年中に収入(所得)がなかった場合でも、該当項目に○を入れ必要事項を記入してください。

① 下記の人(親族等)に扶養または援助されていた。

【続柄】 配偶者 親 その他()

【氏名】 同居 別居(現住所記入)

② 雇用保険(失業給付・育児休業給付)を 年 月から[ア] 年 月まで受けていた。/イ 受給中である。]

③ (遺族年金)・(障害年金)・(その他)() の給付を受けていた。(該当に○をつけてください。)

④ 生活扶助を 年 月から[ア] 年 月まで受けていた。/イ 受給中である。]

⑤ 預貯金で生活していた。

⑥ その他(具体的に記入してください。) ※アルバイト収入等があった方はこの欄に記入せず、源泉徴収票を添付するか下記2に記入してください。

2 令和7年中の給与明細(1月から12月までの収入)

給与収入があった方で源泉徴収票がない場合

※申告後、金額を訂正する場合は、源泉徴収票の添付が必要です。

月	収入金額	社会保険料	月	収入金額	社会保険料
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		
賞与			賞与		
合計		円			
【主たる勤務先名(氏名)】		就職年月日	年	月	日
		退職年月日	年	月	日
【所在地(住所)】		【電話番号】			

3 税務署に所得税の確定申告をした方の記入欄 *

【確定申告書の提出先】

税務署 (年 月 日提出)

【確定申告書に記載した住所】

4 勤務先に届けている住所が住民票と異なる方の記入欄 *

【勤務先名】

【勤務先住所】 【電話番号】

【勤務先に届けているあなたの練馬区外の住所】

10 分離譲渡・分離配当・山林・退職所得に関する事項 *

※該当する区分に○をつけてください。

分離短期譲渡(一般・軽減)

分離長期譲渡(一般・特定・軽課)

株式等譲渡(一般・上場)・分離配当・先物取引・山林・退職

5 利子所得(一律分離課税分を除く)・配当所得の内訳

会社・銀行名	種類株数	収入金額	源泉徴収税額	支払確定年月
		円	円	年 月
		円	円	年 月

6 事業専従者に関する事項

[営業所得等を有する方が
専従者控除を受ける場合]

*

氏名	続柄	生年月日	月数	専従者控除額
	明・大・昭・平			
個人番号		・	・	ヶ月 円

7 住所が区外にある方で、区内に事務所・事業所等がある方の記入欄

名称等	所在地

8 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)
前年中の開(廃)業	開始・廃止	月 日
□ 他 都 道 府 県 の 事 務 所 等		

9 所得金額調整控除に関する事項 *

給与収入が850万円を超える方で、つぎのいずれかに該当する場合 ①本人が特別障害者 ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
※②と③は夫婦等で重複適用が可能です。 ※扶養控除欄に記入がある方は記入不要です。

氏名	続柄	生年月日
	明・大・昭・平・令	
個人番号		・

特別障害者に該当する場合 (証明書添付)☆	別居の場合の住所★ (1/1現在お住まいの住所)
(身体) (精神) 級 (愛(療育)) 度 (障害者認定) (成年被後見)	

10 分離譲渡・分離配当・山林・退職所得に関する事項 *

※該当する区分に○をつけてください。

A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除	D 青色申告特別控除	A - B - C - D
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円
円	円	円	円	円

11 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項 *

※住民税が特別徴収されている明細書を添付してください。

* 配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
円	円

★12 別居(国外居住)の場合の住所 配偶者・扶養親族

氏名	住所 (1/1 現在お住まいの住所)	国外居住の場合★	
		<input type="checkbox"/> 30歳未満または 70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	★国外居住者を扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・特定親族特別控除・障害者控除の対象とする場合「親族関係書類」および「送金関係書類」の添付が必要です。 ただし、対象者が30歳以上70歳未満の扶養控除については、「留学」「障害者」「38万円以上の支払」のいずれかに該当しない場合は対象外となります。扶養控除欄の「国外居住の場合」の該当する□にチェックを入れ、「留学」「38万円以上の支払」については、上記の添付書類に加え、以下の書類を添付してください。 • 留学……留学ビザ等書類 • 38万円以上の支払……その年において生活費または教育費に充てるための支払い（送金等）金額の合計が38万円以上であることが明らかな送金関係書類※これらの関係書類が外国语で記載されている場合は、日本語の訳文が必要です。
		<input type="checkbox"/> 30歳未満または 70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	
		<input type="checkbox"/> 30歳未満または 70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	

※練馬区記入欄 記入しないでください。

個人番号の確認	本人・代理人確認	代理権確認	確認者
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 在留カード等 <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> プレ印字申告書 <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> 戸籍謄（抄）本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> ()	
(<input type="checkbox"/> W <input type="checkbox"/> 他 / <input type="checkbox"/> 説)			

源泉徴収票のみここにホチキス留めしてください（のり付け不可）。控除証明書は留めずに提出してください。

特定配当等・特定株式等譲渡所得（配当割額控除額または株式等譲渡所得割額控除額含む）については、住民税のみでの申告はできません。住民税の計算に反映させるには、確定申告が必要となります。